

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 二〇
- 国土調査として指定した件 二一
- 県営土地改良事業計画を定めた件 二二
- 土地改良区連合の定款の変更を認可した件 二三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二四
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件 二五
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二六
- 道路の区域を変更する件 二七
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二八

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二九
- 福島県選挙管理委員会 三〇
- 不在者投票のできる施設として指定した件三件 三一

告 示

福島県告示第二百四十二号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十八年四月五日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月一日 午前10時から 午前11時30分まで	旭住民センター
		同 午後1時30分から 午後三時まで	新殿住民センター
		五月一日 午前10時から 午前11時30分まで	二本松市岩代支所
		五月二日 午前10時から 午後三時まで	東和文化センター
		五月六日 午前10時から 午後三時まで	二本松市安達支所
		五月七日 午前10時から 午後三時まで	同
		五月八日 午前10時から 午後三時まで	二本松市役所
		五月九日 午前10時から 午後三時まで	同
		五月二〇日 午前10時から 午後三時まで	同

安達郡大玉村	五月二四日 午前一〇時三〇分 から 午前一一時三〇分ま で	大玉村役場分庁 舎
本宮市	同 午後一時三〇分から 午後三時まで	本宮市役所白沢 総合支所
右に掲げる市 村	五月二五日 午前一〇時から 午後三時まで 五月二六日から六月二 四日まで（土曜日及び 日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	本宮市役所 福島県計量検定 所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域 二本松市、本宮市及び 安達郡大玉村	対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 一〇月三日から二月二 二日まで（土曜日、日曜 日、一〇月一〇日、一一 月三日及び一二月二三日 を除く。）
------------------------------	------------------------------	---

（計量検定所）

福島県告示第二百四十三号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十八年三月二十四日次のとおり指定した。
 平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行う者の名称
会津若松市
- 二 調査地域
会津若松市湊町大字赤井の一部
- 三 調査期間
平成二十八年四月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第二百四十四号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、龍生地区に係る農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年四月六日から
月二十五日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
天栄村役場

（農村計画課）

福島県告示第二百四十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合から平成二十八年三月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。
 平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄
 （農村計画課）

福島県告示第二百四十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
東白川郡塙町大字山形字中里一五五、一五六の一、一五七の一
- 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、埴町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び埴町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡西郷村大字鶴生字江森山三の二、四、字甲子山一の一、一の二、大字真船字小萱一〇三の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知

をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

清野幸栄 清野信一 小滝ヤマ 長谷川健 長谷川健 斎藤由美 清野兼松 斉藤秀太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十八年福島県告示第二百二十五号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十八年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年四月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道矢吹 小野線	西白河郡矢吹町三城目 三八一第一地先から 同 郡同 町東川原 五九〇番一地先まで	変更前	変更後	一一・六	一〇二・六
		一一・三	一一・六	一一・三	一〇二・六

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年三月二十五日次のとおり指定した。
平成二十八年四月五日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

ふくしま未来 福島市北矢野目字 平成二八年四月一日から
農業協同組合 原田東一番地の一 平成三三年三月三一日まで
同組合 鹿島総合支
店 南相馬市鹿島区横手
字川原一八五番地一
(出納総務課)

公 告

公告第七十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成二十八年四月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 申請のあつた年月日

平成二十八年三月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人森合けやきつ子

三 代表者の氏名

渡邊 徳

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市野田町八天三十二番地二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことによつて、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。
(文化振興課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二

号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六条、第六百七条若しくは第六百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十八年三月十五日次のとおり指定した。
平成二十八年四月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホームあさくさホーム	南会津郡只見町大字長浜字久保田一一番地

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六条、第六百七条若しくは第六百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十八年三月二十四日次のとおり指定した。
平成二十八年四月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
ニチイケアセンター東中央	福島市東中央二丁目一一番地

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六条、第六百七条若しくは第六百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十八年三月二十四日次のとおり指定した。
平成二十八年四月五日

福島県選挙管理委員会

特別養護老人ホームかわうち	施 設 の 名 称
双葉郡川内村大字上川内字迎原七八番地	施 設 の 所 在 地

委員長 菊地俊彦